

三田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 省略 付 則 1～2 省略 (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 る。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>第1条～第7条 省略 付 則 1～2 省略 (法附則第15条第39項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第45項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>

- 6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。 )又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 7 付則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。 )又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。 )又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。 )又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等である
- 7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。 )又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 8 付則第 6 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。 )又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第 6 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 6 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。 )又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 6 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。 )又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等である

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に  
係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合におけ  
る都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計  
画税の特例)

- 10 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の  
額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該  
年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地  
が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法  
附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、  
当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地  
の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に  
掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計  
画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農  
地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計  
画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税  
の特例)

- 11 前項の規定にかかわらず、市税条例付則第13条の2の規定の適用がある  
市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第1項中「固定  
資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額」とあるのは、「固定資産  
税の課税標準となるべき価格の3分の2の額」として、同条の規定の例によ  
り算定した税額とする。
- 12 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都  
市計画税の額は、前項の規定により市税条例付則第13条の2の規定の例に  
より算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当  
該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画  
税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の

ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地  
等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合にお  
ける都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計  
画税の特例)

- 11 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の  
額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該  
年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地  
が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は  
法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるとき  
は、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該  
農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右  
欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都  
市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下  
「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都  
市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税  
の特例)

- 12 前項の規定にかかわらず、市税条例付則第13条の2の規定の適用があ  
る市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第1項中「固  
定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額」とあるのは、「固定  
資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額」として、同条の規定の  
例により算定した税額とする。
- 13 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都  
市計画税の額は、前項の規定により市税条例付則第13条の2の規定の例  
により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、  
当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計  
画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税

課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

14 市税条例付則第13条の4の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、同条中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。

15 付則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

16 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、

の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

14 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

15 市税条例付則第13条の4の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、同条中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。

16 付則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

17 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第27項、

第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

17 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規定に基づき、平成24年度分から平成26年度分までの都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

以下省略

第31項、第35項、第39項、第42条、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

18 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規定に基づき、平成24年度分から平成26年度分までの都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

以下省略